

令和7（2025）年度諮問（一）第1号
令和7（2025）年度答申（一）第8号

「生活保護法に基づく生活保護費返還決定処分に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

大田原市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和〇（〇〇）年〇月〇日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条の規定による生活保護費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという知事（以下「審査庁」という。）の判断は妥当ではなく、本件処分を取り消すべきである。

第2 諮問事案の概要

- 1 審査請求人と審査請求人の長男（以下「長男」という。）は、令和〇（〇〇）年〇月〇日から、〇〇世帯として処分庁による生活保護の適用を受けてきた。
- 2 令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人は、処分庁に対して、令和〇（〇〇）年〇月〇日に満20歳に達した長男の障害基礎年金（以下「障害年金」という。）受給の手續に係る診断書を取得できたため、これから年金事務所へ申請を行う旨の報告を行った。
- 3 令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人が処分庁に対して収入申告を行った際に、処分庁が障害年金の申請に係る進捗状況を審査請求人に対して確認したところ、審査請求人は、不詳である旨を回答した。
- 4 令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人が処分庁に対して収入申告を行った際に、処分庁が改めて障害年金の申請に係る進捗状況を審査請求人に対して確認したところ、審査請求人は、引き続き不詳である旨を回答した。
- 5 令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人は、処分庁に対して収入申告に併せて、長男の障害年金の受給が決定した旨の報告を行い、年金証書を提示した。
処分庁は、長男の障害年金は〇級で年額〇〇〇〇円（月額〇〇〇円）であることを確認したことから、審査請求人に対して、当該年金収入と毎月の就労収入とにより要否判定を行うこと、生活保護は廃止となる可能性が高いことを伝えた。
- 6 令和〇（〇〇）年〇月〇日、審査請求人は、処分庁に対して、長男の障害年金に係る通知が届いた旨の報告を行ったが、当該通知や入金を確認できる通帳等の挙証資料の提出はしなかった。
- 7 令和〇（〇〇）年2月〇日、処分庁は、職権により、長男が同月14日に

障害年金を受給していることを確認したことから、ケース検討会議を実施し、同月1日に遡及して生活保護を廃止する決定を行った。

- 8 令和〇（〇〇）年〇月〇日、処分庁は、再度ケース検討会議を実施し、長男が令和〇（〇〇）年〇月から令和〇（〇〇）年2月までに受給した障害年金を、潜在資力が具現化されたものと認め、令和〇（〇〇）年〇月〇日付けで本件処分を行った。
- 9 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和7（2025）年4月2日付けで、審査庁に対し本件審査請求を行った。
- 10 審査庁は、行政不服審査法第43条第1項の規定により、令和7（2025）年10月14日付けで、本件審査請求について栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査関係人の主張

1 審査請求人

審査請求人の主張は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 処分庁は、障害年金が令和〇（〇〇）年2月14日に〇〇〇〇円入金されることを分かっているながら、それを考慮せずに保護廃止後に遡って返還を要求しており、不服であるから本件処分の取消しを求める。
- (2) 令和〇（〇〇）年〇月〇日には保険証もあり、通常の状態となっている。それ以後の入金に対して関与されるのはおかしいと思う。

2 審査庁

本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件処分については一部適用する法令に誤りが認められるものの、違法又は不当な処分とまではいえないものであるから、本件審査請求は、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 理由

- (1) 本件処分に係る法令等の規定について
 - ア 生活保護の停止及び廃止に係る規定について
 - (イ) 法第26条において、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要と

しなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。」と定められている。

(イ) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知) 第10問12において、

「問12 法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なう場合の取扱いの基準を示されたい。

答 被保護者が保護を要しなくなつたときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。

1 保護を停止すべき場合 (略)

2 保護を廃止すべき場合

(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。

(2) (略)

なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなつた日から行なうことを原則とする。(略)」と定められている。

(ウ) 「生活保護のてびき(改訂版)」(栃木県・平成20年3月発行。以下「てびき」という。) 第18の1(3)において、「○ 保護の廃止は原則として月を単位に行うが、次のような場合に留意すること。①～③(略)」と定められている。

イ 費用返還に係る規定について

(ア) 法第63条において、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定められている。

(イ) 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・

援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。)第1編第13問13-6において、

「(問13-6)〔費用返還と資力の発生時点〕

次の場合、法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点はいつと考えるべきか。

(1) 障害基礎年金等が裁定請求の遅れや障害認定の遅れ等によって遡及して支給されることとなった場合

(2)～(6) (略)

(答) (1) 国民年金法第18条によると、年金給付の支給は「支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から」支給されることとなっているが、被保険者の裁定請求が遅れたり、又は裁定に日時を要した場合には、既往分の年金が一括して支給されることになる。つまり、年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第63条の返還額決定の対象となる資力が発生したものと取り扱うこととなる。(略)

(2)～(6) (略)

と定められている。

(ウ) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) 1において、

「1 法第63条に基づく費用返還の取扱いについて

(1) (略)

(2) 遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて

(ア)及び(イ) (略)

(ウ) 資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。(略)」

と定められている。

(2) 本件処分の妥当性について

本件処分は、長男が障害年金の受給権を令和〇(〇〇)年〇月に取得

し、令和〇（〇〇）年2月14日に〇〇〇〇円の遡及支給を受けたことにより、令和〇（〇〇）年〇月以降の生活保護費について返還処分を行ったものである。

本件処分に係る争点は、長男の障害年金の受給が分かっていたにもかかわらず、処分庁が遡及して生活保護を廃止し、それに伴い支弁した生活保護費の返還決定をしたことについて違法又は不当がないかという2点である。

ア 生活保護の遡及廃止について

(ア) 年金は、上記(1)イ(イ)のとおり「支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から」支給されるものとされ、本件では長男の誕生日が〇月であるから、資力の発生は〇月に求められ、障害年金は令和〇（〇〇）年〇月から令和〇（〇〇）年1月までの〇か月分が令和〇（〇〇）年2月14日に支給されている。

(イ) 本件の年金収入については、上記(1)ア(イ)の「2 保護を廃止すべき場合」の「(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加」に当たり、上記(1)ア(イ)の「なお、以上の場合における保護の（略）廃止は保護を要しなくなった日から行なうことを原則とする。」に従い、令和〇（〇〇）年2月〇日に、上記年金が同月14日に支給されている事実を確認している。

(ウ) その上で、法第26条に基づき、審査請求人世帯について生活保護が必要なくなったとして、てびきのいう「保護の廃止は原則として月単位に行う」の規定等を参考に、令和〇（〇〇）年2月1日付けで生活保護の廃止の決定を行ったものと思料される。

(エ) 処分庁は、令和〇（〇〇）年〇月〇日の来所面接時に審査請求人からの申告により、同日時点において審査請求人世帯に障害年金が振り込まれている可能性があることを聴取したが、令和〇（〇〇）年2月〇日に実際の収入状況を確認した上で生活保護の廃止の決定を行っている。これは、生活保護の廃止に係る判断を具体的な根拠に基づき適切かつ慎重に行ったものであり、このこと自体に特段の問題は認められない。

イ 生活保護費の返還請求について

(ア) 本件は、生活保護を廃止し、令和〇（〇〇）年〇月から令和〇（〇〇）年1月までの〇か月分の年金収入〇〇〇〇円を、上記(1)イ(ア)

のとおり、法第63条の「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」の規定に基づき、潜在資力が具現化したものとして認定し、支弁した生活保護費と年金収入との差を精査して、生活保護費の返還を求めたものであるが、返還金額を159,857円とした点について問題は認められなかった。

(イ) なお、処分庁は令和〇（〇〇）年2月1日付けで生活保護の廃止の決定を行っているため、同月分の支給済み生活保護費については生活保護を要さない状態であるにもかかわらず支弁された金員となるので、本来は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第159条に規定する歳出の過渡しとなった金額の返還請求により処分庁に返還されるべきものであった。

(3) まとめ

上記のとおり、処分庁が障害年金の受給開始を潜在資力の具現化と認定し、遡及して生活保護の廃止及び生活保護費の返還請求を行った一連の処分については、令和〇（〇〇）年2月分の過支給分について施行令第159条の規定により返還を求めるべきであったこととする点以外は特に違法又は不当な点は認められない。なお、この点については、生活保護の廃止及び返還金額に変更を生じさせるようなものではなく、本件処分に何ら影響を与えるものではない。

第5 審査会の判断理由

1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

2 本件処分について

(1) 本件処分に係る関係法令等の規定について

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3(2)アにおいて、

「ア 恩給、年金等の収入

(イ) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体

又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。(略)

(イ) (ア) の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。」と定められている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)第13の3において、

「3 国民年金(福祉年金)及び児童扶養手当の取扱い

(1) 福祉年金受給権の裁定請求に必要な費用及び児童扶養手当受給資格の認定請求に必要な費用については、次官通知第8の3の(2)の(イ)によって、年金又は手当収入を得るために必要な経費として、その実際必要額を当該収入から控除するものであること。

(2) 福祉年金(児童扶養手当)裁定(認定)請求に必要な添付書類で費用を伴うものは次に掲げる表の左欄のとおりであるが、これらは同表の右欄に記載するとおり処理することによってその費用を無料又は低額にすることができるのであるから、十分理解したうえ細部は関係機関に連絡し、手続に要する経費は最小限度に止めるとともに、手続が煩雑である等の理由により受給を期待しうる要保護者が裁定(認定)の申請を行わないことのないよう指導すること。

表(略)

と定められている。

ウ 別冊問答集第1編第13問13-23において、

「(問13-23) [法第63条・法第78条と控除]

法第63条及び法第78条の返還対象額を算定するにあたり、収入認定の際に認められる控除について適用することはできるか。

(答) (1) (略)

(2) 法第63条を適用する場合で、保護受給中に資力が発生した場合

(1) と異なり、保護開始後に発生した資力については、それが速やかに現金化できる状況にあれば、本来収入認定を行うべきも

のである。したがって、事後に資力が換金され、その結果法第63条を適用する場合には保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべきものである。（略）

(3) (略)

と定められている。

エ 別冊問答集第1編第13問13-17において、

「(問13-17) [法第63条の費用返還と法第80条の返還免除との関係]

法第63条の規定による費用の返還と法第80条の規定による返還の免除との関係について説明されたい。

(答) 法第63条の規定は、資力があるにもかかわらず保護を受けた者があるときは、もとの処分自体は有効なものとし、一方において、特別に費用返還義務を定めたものである。法第80条の規定は、保護の変更、廃止又は停止が行われたことに伴い、既に前渡された保護金品のうち当該変更等のあった日以降の分を返還させるべき場合には、返還の免除が可能である旨を定めたものである。すなわち、前者においては、返還すべき費用に係る処分決定は有効であるが、後者においては、返還すべき費用に係る決定処分は存在しない。（略）すなわち、保護の廃止、変更等に伴い前渡しした保護費を支弁者に返還する義務は、民法第703条により生ずる（略）」

と定められている。

(2) 返還額について

審理員が争点として掲げている2点も踏まえ、以下検討する。

- ア 第4の2(2)アにおける審理員の検討の内容及び処分庁が提出した令和7(2025)年〇月〇日付けの陳述書の陳述の内容を踏まえると、処分庁は、てびきを踏まえ、また、審査請求人に不利益を負わせないために保護の廃止日を定めたものと認められることから、処分庁が令和〇(〇〇)年2月1日付けで保護の廃止を行ったことにつき、直ちに法で予定されている事務処理から逸脱しているとは評価し得ない。
- イ 上記(1)ア及びイを踏まえると、長男の障害年金の裁定請求に当たり、年金収入を得るために必要な経費が発生することが想定されるところ、事件記録の写しからは、処分庁がその控除について具体的な調査及び検討を行った事実は、確認することができなかった。
- ウ さらに、上記(1)ウを踏まえると、本来は障害年金収入を認定するに

当たって控除すべき経費を控除していなかったのであれば、本件処分を行うに当たって必要な控除を適用すべきものであったが、イと同様に、処分庁がその控除について具体的な調査及び検討を行った事実は、確認することができなかった。

エ 必要な経費が発生していたかは定かではないが、本件処分は、その具体的な調査及び検討がなされないまま行われており、その余を検討するまでもなく、取消しを免れないものと認められる。

オ なお、本件処分における返還額と、第4の2(2)イ(ア)における審理員が検証した返還額とは一致しているが、処分庁は、本件処分において、収入認定の考え方にに基づき、令和〇(〇〇)年〇月分から令和〇(〇〇)年2月分までを返還対象としているところ、審理員意見書のとおり、本件処分の対象となる資力の発生時点は令和〇(〇〇)年〇月となるため、処分庁の考え方には誤りがあることを申し添える。

(3) 令和〇(〇〇)年2月分の保護費につき法第63条を適用したことについて

上記(2)のとおり、本件処分は取り消されるべきものであるが、審査庁は、審理員意見書のとおり、本件処分のうち令和〇(〇〇)年2月分の保護費については、施行令第159条の規定により過渡しとなった金額の返還請求として行われるべきものであったこととする点以外には違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は棄却されるべきであると主張していることから、同年2月分の保護費の返還について検討する。

ア 審理員意見書の結論のとおり、また、上記(1)エも踏まえると、令和〇(〇〇)年2月分の保護費については、令和〇(〇〇)年2月1日付けで保護が廃止されており、返還すべき費用に係る決定処分は存在しないのであるから、民法(明治29年法律第89号)第703条及び施行令第159条の規定により、過渡しとなった金額の返還請求として行われるべきであったものである。

イ 令和〇(〇〇)年2月分の保護費に係る返還について、適用する法令の誤りを認識していながら、返還金額に変更はないからといって違法又は不当な処分ではないとする審査庁の主張は、失当といわざるを得ない。

(4) まとめ

以上のことから、本件処分は、必要な経費の控除に係る具体的な調査

及び検討がなされないまま行われており、また、一部においては適用する法令の誤りもあることから、審査庁は本件処分を取り消すべきである。

3 結論

以上のことから、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 附言

本件審査請求について、認容の裁決がなされた場合は、本件処分が取り消されることとなるが、処分庁は、改めて返還額を算定し、審査請求人に対し、法第63条の規定による返還決定処分並びに民法第703条及び施行令第159条の規定による不当利得返還請求を行うことが見込まれる。

審査庁は、処分庁が審査請求人に対して今後の処分を行う際には十分な説明を行い、その理解を得ることができるよう意見を添えることが望まれる。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 7 (2025) 年10月14日	・ 審査庁から諮問書を受理
令和 7 (2025) 年12月16日 (第75回審査会第2部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 審議
令和 8 (2026) 年 1 月20日 (第76回審査会第2部会)	・ 審議
令和 8 (2026) 年 2 月17日 (第77回審査会第2部会)	・ 審議

栃木県行政不服審査会第2部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
小 林 延 年	元栃木県農政部長	部会長職務代理者
篠 崎 文 男	社会福祉士	
杉 田 明 子	弁護士	
茂 木 明 奈	白鷗大学法学部准教授	部会長

(五十音順)